

## 平成 30 年度第三セクター等への財政的支援状況等の調査 凡例

### 地方公共団体からの財政的支援の状況

#### ○短期貸付金

報告地方公共団体が法人に行う短期貸付金で、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に金額が最大となった時点の額。

#### 問 1 R1 通知に基づく第三セクター等経営健全化方針策定対象への該当状況

※ R1 通知とは、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について（令和元年 7 月 23 日付け総財公第 19 号公営企業課長通知）」のことという。

#### I 債務超過法人に該当するか否かについて

- 1 該当する
- 2 該当しない

#### II 実質的に債務超過である法人

##### (1) 事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過になる法人について

- 1 該当する
- 2 該当しない

##### (2) 土地開発公社において債務保証等の対象となっている保有期間が 5 年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の 10% 以上である場合

- 1 該当する
- 2 該当しない

#### III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の合計額の割合が、実質赤字比率の早期健全化基準以上の法人

- 1 該当する
- 2 該当しない